

告 示

埼玉県告示第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッセイ児玉店

埼玉県本庄市児玉町八幡山四十五 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）フレッセイ児玉店

（変更後）フレッセイ児玉店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

株式会社三喜 代表取締役 八木下真司

千葉県柏市中央町四番二十号 その他未定

（変更後）株式会社フレッセイホールディングス 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

株式会社北関東三喜 代表取締役 八木下真司

千葉県柏市中央町四番二十号

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達朗

東京都府中市若松町一丁目三十八番地一

ハ 変更年月日

平成二十二年十一月二十六日外

二 届出年月日

平成二十四年十二月六日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課